

(1) 「刑の執行継続」の手続	(2) 「刑の転換」の手続
<p>日本国で科された刑の執行が移送後も継続されます。移送後に服役すべき期間は、日本国において言い渡された刑期から、移送の日までに服役した期間を控除した残りの期間です。</p> <p>ただし、日本国で言い渡された刑よりも刑期が長くはならず、かつ、刑の性質がそれよりも重いものとならない範囲で、移送先の締約国の法令により、移送後に服役すべき刑の性質及び期間を同国が決定する場合があります。</p>	<p>「刑の転換」とは、日本国において科された刑を、同一の犯罪行為について、移送先の締約国が同国の法令に規定する刑に代える決定のことです。したがって、移送後に服役すべき刑の性質及び刑期は移送先の締約国の権限ある機関により新たに決定されることとなります。</p> <p>ただし、条約上、この手続によりあなたが服役することとなる刑は、日本国において科された刑より重いものにはならず、さらに、あなたが日本国において刑の執行を受けていた期間の全部が控除されることとなります。</p>
<p>また、あなたが移送される場合、あなたの刑は移送先の締約国の法令に従って執行されることとなります。</p>	
<p>5 余罪等についての訴追 あなたが移送された場合、移送先の締約国の当局は、あなたの余罪について訴追、処罰又は拘禁する権限があることに注意してください。</p>	
<p>なお、あなたが移送された場合、あなたが裁判を受けた犯罪について移送先の締約国の当局が訴追、処罰又は拘禁することについては、条約上は禁止されていないことに注意してください。あなたは、この点について、必要に応じ、あなたが移送を希望する締約国の領事官に対し、面会又は通信により、情報を要請することができます。</p>	
<p>6 恩赦 あなたが移送された場合であっても、日本国又は移送先の締約国のいずれかが、条約及びそれぞれの国内法令に基づき特赦、大赦、減刑等の恩恵を与えることができます。</p>	
<p>7 再審 移送後に、日本国で言い渡された判決についての再審を求める理由になるとあなたが考える新たな情報が出現した場合には、日本国のみが日本国の法令に基づき再審に関する決定を下すこととなります。</p>	